

檜原市廃棄物減量等推進審議会に係る関係法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律	檜原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	檜原市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則
<p>第五条の七 (廃棄物減量等推進審議会) 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。</p> <p>2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。</p>	<p>第3章 廃棄物減量等推進審議会 (檜原市廃棄物減量等推進審議会)</p> <p>第10条 一般廃棄物の減量に関する事項その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、法第5条の7第1項の規定に基づき、檜原市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p> <p>(組織)</p> <p>第11条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。 2 審議会の委員(以下この章において「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>(1) 学識経験者 (2) 市民の代表者 (3) 関係団体の代表者 (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者(委員の任期)</p> <p>第12条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 委員は、再任されることができる。 (規則への委任)</p> <p>第13条 前2条に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める</p>	<p>(会長及び副会長)</p> <p>第2条の2 条例第10条の規定により設置する檜原市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、互選により定める。 3 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けるときは、その職務を代理する。 5 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。</p> <p>(招集)</p> <p>第2条の3 審議会の会議は、必要の都度会長が招集する。 (会議)</p> <p>第2条の4 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 3 審議会は、議事に必要があると認めるときは、専門的な知識を有する者その他審議会が認めるものに対し、会議の出席を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第2条の5 第2条の2から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p>
檜原市執行機関の附属機関に関する条例	檜原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>(設置及び担当事務)</p> <p>第2条 檜原市の執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)として、別表の附属機関の欄に掲げる機関を置く。 2 附属機関が担任する事務は、別表の担当事務の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 附属機関の委員(特別委員、臨時委員その他これらに準ずる委員を除く。)の定数は、別表の委員の定数の欄に掲げるとおりとする。 2 附属機関(法令又は他の条例の規定により設置する檜原市の執行機関の附属機関を含む。以下この項及び次条から第6条までにおいて同じ。)が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。</p> <p>(委員の選任基準)</p> <p>第4条 附属機関の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。 (1) 檜原市男女共同参画推進条例(平成18年檜原市条例第4号)第9条第1項の男女共同参画の推進に関する基本となる計画に定める女性比率目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に努めること。 (2) 市民の意見を反映させるため、可能な限り公募による委員の選任に努めること。 (3) 担任する事務に関係する団体等から選任する場合は、当該団体等の長に限らず、広くその構成員の中から推薦を受けよう努めること。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第5条 附属機関の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。 (1) 法令の規定により非公開とされているとき。 (2) 檜原市情報公開条例(平成10年檜原市条例第15号)第6条第1項各号の規定に該当する情報に関し調査審議等を行うとき。 (3) 公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められるとき。</p> <p>(守秘義務)</p> <p>第6条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その委員の職を退いた後においても、同様とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この要綱は、審議会等の機能の充実及び運営の効率化を図るとともに、その審議の状況を市民に明らかにすることにより、市政への市民参画の促進と公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、審議会等とは、次に掲げるものをいう。ただし、市職員で構成する内部組織、関係団体との連絡調整を主な目的とする組織、イベント等の特定の事業を実施するための実行委員会等は、除くものとする。 (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関 (2) 市民、関係団体、有識者(審議する事項に関し識見を有する者をいう。以下同じ。)等からの意見等を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則、規程、要綱等(以下「規則等」という。)に基づき設置する協議会、懇談会その他の会議</p> <p>(審議会等の設置)</p> <p>第3条 審議会等は、法令又は政令(以下「法令」という。)で設置が義務づけられたものを除き、その設置の必要性を十分に検討し、市民、関係団体、有識者等からの意見聴取が必要であり、かつ、これらの者から個別に意見を聴くだけでは不十分であると認められる場合に限り設置するものとする。 2 審議会等で設置期間の終期を設定できるものについては、当該審議会等の設置根拠となる条例又は規則等に当該終期を規定するものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第5条 審議会等の組織は、法令又は条例に定めがある場合を除き、次のとおりとする。 (1) 委員の定数は、原則として15人以内とする。 (2) 審議会等の長は、委員の互選により定めるものとする。</p> <p>(委員の選任基準)</p> <p>第6条 委員の選任(改選による選任を含む。以下同じ。)に当たっては、法令又は条例に定めがある場合を除き、次に掲げる事項に留意して行うものとする。 (1) 年齢構成が偏らないように幅広い年齢層から委員を選任すること。 (2) 市議会議員及び市職員は、原則として選任しないこと。 (3) 公募による委員は、委員の定数の2割以上を占め、かつ、男女の比率が同数となるよう努めること。</p>	<p>(会議開催の公表)</p> <p>第8条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前(以下「開催公表日」という。)までに、会議開催について公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要があるときは、この限りではない。 2 審議会等の会議の開催の公表は、インターネットの市のホームページへの掲載及び広報広聴課における閲覧の方法により行うものとする。 3 審議会等の会議の開催の公表事項は、次のとおりとする。 (1) 会議の名称 (2) 開催日時 (3) 開催場所 (4) 議題 (5) 開催公表日までに公開等決定を行った場合にあっては、公開又は非公開の区分 (6) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を公開とする場合にあっては、傍聴定員及び傍聴手続 (7) 開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を非公開とする場合にあっては、非公開とする理由 (8) その他必要と認める事項</p> <p>(会議の公開方法等)</p> <p>第9条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を認めることにより行うものとする。 2 審議会等は、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。</p> <p>(会議録の作成等)</p> <p>第10条 審議会等は、会議終了後速やかに次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。ただし、審議会等の長が、特にその必要がないと認められたものは、この限りではない。 (1) 会議の名称 (2) 開催日時 (3) 開催場所 (4) 出席者(委員及び事務局) (5) 議題 (6) 審議内容 (7) その他必要と認める事項</p> <p>(運用状況の公表)</p> <p>第11条 市長は、審議会等の会議公開の運用状況についてとりまとめ、毎年1回公表するものとする。</p>